

主 文

原判決を破棄する。
被告人甲1を懲役六月に、被告人甲2を懲役四月に、被告人甲3を懲役二年四月に、被告人甲4を懲役八月に、被告人甲5を懲役六月に処する。
但しこの裁判確定の日から被告人甲3に対し三年間、その他の被告人らに対し二年間右各刑の執行を猶予する。
被告人甲4から金三二万円を追徴する。
被告人甲5から押収されている現金一〇万円（東京高裁昭和四〇年押第七七三号の七一）を没収し、かつ金一六万円を追徴する。
原審及び当審における訴訟費用の全部は、被告人全員の連帯負担とする。

理 由

本件控訴の趣意は、東京高等検察庁検事鈴木壽一が差し出した東京地方検察庁検事河井信太郎作成名義の控訴趣意書に記載してあり、これに対する答弁は、弁護士花井忠、市島成一、平松勇、栗谷四郎、斎藤岩次郎、田辺恒貞、今井文雄が連名で差し出した答弁書及び弁護士溝尾叶、丸山良策、向江璋悦、井出甲子太郎が連名で差し出した答弁書のとおりであるから、これらを引用し、これに対して当裁判所は、次のように判断をする。

東京地方検察庁検事河井信太郎の控訴趣意第一点（事実誤認について）の第一（第丙1回定時株主総会関係事実）について

一（乙1及び被告人五名の検察官に対する供述調書に関する原審の証拠判断の検討—その一）

原判決理由の第二節の（無罪の判断）の第二「株主総会における発言または議決権行使に関する不正の請託の有無」の「（一）第丙1回定時株主総会」の項の（1）の中で（原判決書五九頁九行目から六二頁六行目まで）、その列挙する証拠によれば「会社側の被告人甲1、同甲2および同甲3らから、総会屋たる被告人甲4に対して『丁1』（東京都中央区a b丁目c番地の料亭）または右総会前に会社において『今度の総会はよろしく』という極めて簡単な言葉をもつて、同総会における議事の進行方について、そのとりまとめないし協力方を依頼したこと、また、右『丁1』または会社における右依頼の際、被告人甲4は同総会において予定の議案がすべて審議されてから、社長よりカラーテレビの説明がなされる旨を聞いてかかる会社の議事進行の方針を了承していたこと、そして被告人甲4から被告人甲5に対して、同総会の前日都内戊1倶楽部における他社の株主総会の席で『己1の総会にはしつかり頼む』という、これまた簡単な言葉をもつて被告人甲4の同総会のとりまとめ方に協力してくれとの依頼がなされたことを認めることができるけれども、右総会の議事進行等について会社側から被告人甲4に対してそれ以上に具体的事項が明示されたうえ、その総会のとりまとめ方についての依頼がなされたことは、ついにこれを認定することができない。もつともこの点に関する乙1の昭和三七年三月三〇日付検察官に対する供述調書第四項の中には、同人から被告人甲4に対してやや具体的に、同総会における株主の発言を押え適当な機会に質問を打ち切るようにしてくれと明言して依頼したかのような記載があり、また被告人甲4の同年四月六日付調書中にも、これに相応するかのような記載が存するけれども、そのいずれも同人らの他の調書の記載内容と必ずしも一貫しないものがあり、他の関係者の調書の記載内容と一致しないので、これを措信することは困難である」と説示している。

右に指摘されたところの、乙1の昭和三七年三月三〇日付検察官に対する供述調書（以下、検察官に対する供述調書を調書と略称する）四項、右供述記載と相応合致する、被告人甲4の同年四月六日付調書によれば、昭和三六年七月二八日の会社の第丙1期定時株主総会（以下、右株主総会を第丙1回株主総会と略称し、また第八七期定時株主総会を第八七回株主総会と略称する）に先立ち、己1株式会社（以下、会社と略称する）の当時、総務部長であつた乙1は総会議事原稿をつくり、同年一〇日頃料亭「丁1」において被告人甲2（会社常務取締役）、同甲3（会社取締役）と共に三名で総会屋の被告人甲4を招待した際、席上、乙1から被告人甲4に対して「今度の総会では、株主からカラーテレビについての質疑があり、相当に混乱すると思われるが、株主から色々質問が出て審議未了になつては困る。またカラーテレビに関して会社の説明では株主が納得しないときは、説明するといつても、きりがいいから適当な機会にそのような発言は打ち切れるようにして貰いたい」といつたが、これは被告人甲2、同甲3らも考えていたことであつたので、右

被告人らからも同様の発言があり、これに対して被告人甲4は「そういう風に取り計らう」と述べた旨の記載がある。

しかし原判決が説示するように、右両調書の記載が同人らの他の調書の記載内容と一貫しないものかどうかを検討するのに、乙1の昭和三十七年三月三十一日付調書によれば、前記の同月三十一日付調書のような具体的明示の請託をした旨の記載はないけれども、「丁1」の会合につき要約して述べているが、これは同人が被疑者として検察官から最初に取り調べられた際の供述を録取したものであり、しかも通例、当初の取調には外形的概括的な供述をし、それを基礎として回を重ねる毎に順次、具体的な供述に発展しゆくことを考慮に入れるとき、同月三十一日付調書の内容との間に一貫性を欠くものといえず、また乙1の「丁1」の会合に関する供述は同人の同年四月一二日付調書二項にも記載されているが、このときは右の三月三十一日付調書記載の供述を前提として、新たに報酬金についての打合せを内容としたものであつて、供述の一貫性を肯認するのに欠くところはないのである。

次に被告人甲4の調書を見るのに、同人が検察官から第一回の取調を受けた際の、昭和三十七年三月三十一日付調書には、前記の乙1の場合と同様に、四月六日付調書記載と同旨の内容について要約して供述をしていることが明かであり、「丁1」における会合の内容については、被告人甲4の昭和三十七年三月三十一日付調書七項にも記載があるが、ここでは総会に関する請託はすでに三月三十一日付で供述済みのこととして要旨のみ記載し、報酬などに関する供述が詳細に記載されているものであつて、同人についての数回の調書内容は一貫してカラーテレビ問題に関する株主の発言を抑制しようとする旨の請託があつたことを物語っているのである。

二 (前同—その一)

原判決は前記乙1の昭和三十七年三月三十一日付調書及び被告人甲4の同年四月六日付調書の記載が他の関係者の調書の記載内容と一致しないとし、さらに「会社側の被告人甲1、同甲2及び同甲3らから被告人甲4に客気『よろしく』と依頼し、また被告人甲4から被告人甲5に対して『しつかり頼む』と依頼したとき、その言外などに右総会における正当な株主の発言を封じ、ないしは議決権の行使を妨害するなど不正の行為、株主権の濫用を求め、その趣旨が隠されてい、これを相互に理解して暗黙の了解があつたかについて、さらにまた同総会のとおりまとめ方を総会屋に依頼した動機、その意図、その真意が奈辺にあつたか」について検察官調書を列挙したうえ、その記載などは「一応検察官の主張に沿うようにみえるけれども、これらに記載されている会社側の被告人甲1、同甲2および同甲3らが総会屋たる被告人甲4らに依頼するに至つた動機ないしその意図たるや、各人各様であつたというほかはなく、また、被告人甲4および同甲5が会社側からの依頼の趣旨をどのように了解していたかについては、極めて漠然たる記載にとどまり、被告人らがたがいに暗黙のうちに了解したところは一体何であつたかについて、これらの記載だけから掴むことは困難」であると説示している(原判決書六二頁七行目から六四頁八行目まで)、これらの調書の記載が果して原判決のいうように、乙1及び被告人甲4の各調書の記載と一致しないかどうか、またその趣旨を捕捉できないかどうかについて検討する。

原判決の列挙する検察官調書のうち乙1の昭和三十七年三月三十一日付調書、同月三十一日付調書四項の記載は、既述のとおりであり、被告人甲1の同年四月一日付調書五項には、第丙一回株主総会ではカラーテレビ問題を追及され、それが議案の一たる全役員改選に波及すると困るので、株主の追及を免れるため総会の議事終了後にカラーテレビ問題に入るよう総会の進行を図ることを被告人甲4らの総会屋に依頼した旨の供述記載があり、また被告人甲2の同年四月三日付調書及び同月八日付調書九項には、会社の乙2社長、被告人甲1、同甲2、同甲3らの間で屢々第丙一回株主総会をどのようにして乗り切るかを相談し、カラーテレビ問題についての株主の追及を避け、総会が流会しないよう総会議事からカラーテレビ問題を切り離して総会における一般株主の発言を抑えるように被告人甲4に依頼したとの供述があり、料亭「丁1」における会合の状況についても、右供述記載は乙1及び被告人甲4の検察官に対する供述調書の記載と相応するものといわねばならず、なお被告人甲2は同年四月四日付調書においても、右供述内容を再確認している。

被告人甲3の同年三月二〇日付調書六項、同月二七日付調書八項、同年四月一二日付調書五項には昭和三十六年七月一〇日頃「丁1」で被告人甲2、同甲3及び乙1総務部長が被告人甲4に会い、第丙一回株主総会の議案を同人にみせたところ、同被告人は総会の議事終了後にカラーテレビの説明をしたがよいと述べ、会社側もこれに賛成し、同人に株主がカラーテレビの件について聞き出そうとするときは、

その発言を押えるように依頼し、その打合せは簡単であつたが、更に総会の一週間程前に、会社で乙2社長、被告人甲1、同甲2、同甲3、乙1総務部長が集つたところに被告人甲4を呼びよせ、総会の打合せをし、同人に対し、株主がカラーテレビについて追及するときには、株主の発言を押えて議案が可決されるように取計らうよう、また他の総会屋がカラーテレビのことについて会社側を追及しないように依頼したとの供述がなされている。

以上によつて明らかなように会社側の被告人甲1、同甲2、同甲3及び乙1から被告人甲4らに対する請託の趣旨は、もつぱら第丙1回株主総会において株主がカラーテレビ問題に関して会社を追及したり、ひいては役員改選や決算に関する議案を否決する発言や議決権の行使をする際に、これらを押えて貰いたいということにあり、この点に関する被告人らの供述は各人各様といつたものではないし、また喰い違つた点もないのである。

もつとも乙1は被告人甲4に対して請託の内容を詳細、具体的に述べているのに反して、被告人甲1、同甲2、同甲3は、請託の内容をいわば一般的、概括的に述べているけれども、このような供述の違いは、乙1が当時会社の総務部長であつて、株主総会対策事務を担当し、主として総会屋たる被告人甲4との折衝を受けもつていたことにもとづくことが十分に窺われるから、右は供述の喰い違いの類型には当たらないし、一貫性を欠いてもないのである。

また被告人甲4は昭和三十七年四月六日付及び同年三月二七日付調書で乙1、被告人甲2、同甲3らから第丙1回株主総会で冒頭に株主からカラーテレビの件を追及されると他の議事が進行しないので、先に議事をすませた後に懇談会の形式でテレビの説明をする方針なので、カラーテレビの問題が出たら適当に質問を打ち切つてもらいたいとの請託をうけ、総会をそのように運ぶように努力すると答えている。

次に被告人甲5は昭和三十七年四月三日付調書で第丙1回株主総会の二、三日前頃被告人甲4から右の総会に「出てくれ」とか「出るか」とか尋ねられたので、私は「いつも出ているから今度も出る積りでいる」と答えたと述べている。

被告人甲5の調書の中には、同人と被告人甲4間の会話として右のような簡単にして極めて漠然たる問答がなされたとの記載があるにすぎないが、他方、被告人甲4は同年三月二七日付調書で、被告人甲5は頭のない総会屋で色々会社の状況を知らず、私以上にカラーテレビのことも詳しいと思つたので私が頼むといえれば分つた筈だと述べ、同月三日付調書で、われわれ総会屋の間でも己1のカラーテレビの話で持ち切つており、私は総会の前に被告人甲5に対して何回も乙3乙4社長から、聞いたところの、戊2が乙4の乙5、乙6の乙7社長、乙8製作所などに損害をかけた話や、乙5、乙8製作所、乙9質屋が右戊2に引つかかつた話をして会社のテレビはインチキだといつたと述べているので、両被告人の供述を対比考察するとき、被告人甲5が会社側からの依頼の趣旨をどのように了解していたかについて、その供述が形式上、漠然としているとの一事をもつて、これを排斥すべきものではないのである。

以上の次第であるから、原判決に列挙された乙1、被告人甲1、同甲2、同甲3、同甲4、同甲5らの検察官に対する各供述調書の記載内容が一貫性を欠いて合致せず、被告人らの意図が各人各様であり、また被告人らが互に暗黙のうちに了解したものが漠然としていて掴むことが困難であるとの原判決の説示判断は、各調書の記載自体の相互関連、その総合把握による推理過程において証拠の価値判断を誤り、判断の資料として採用すべき証拠を排斥した不当があるといわねばならないのである。

三 (本件の不正請託、金員授受をめぐる客観的諸事情の検討一その一)

原判決は、本件請託、金員授受をめぐる客観的諸事情、即ち会社側において不正の請託をせざるをえないような状況にあつたかどうかを検討して、右調書の措信できない経緯を説示しているもので、以下、考察を加える。

(一) 原判決引用の各関係証拠によれば、原審が原判決理由第二節の(認定事実)の第一、事件の経緯等のうち(一)被告人らの経歴(二)己1株式会社が戊2に研究を行なわせた経緯と状況(三)カラーテレビの試作品の発表に至る経緯

(四) 試作品発表会当日の状況(五)発表後の反響と会社の対策の各項でそれぞれ認定した事実を肯認することができる。

(二) 原判決理由の(無罪の判断)の第二「株主総会における発言または議決権行使に関する不正の請託の有無」の「(一)第丙1回定時株主総会」の項の

(2) について

戊2によるカラーテレビの発明が虚偽のものであつたことと被告人甲1らの認識

及びその責任について、原判決は「会社において戊2を嘱託に迎えて研究に当らせ
てきたのは、おもに乙2社長と乙1総務部長とであつて、被告人甲1は右乙1の上
で昭和三六年一月末に初めて入社したばかりであつて、被告人甲2は右乙1の
の総務担当の常務取締役として、会社、労働組合との交渉に主力を注いでお
り、右乙2社長の命ぜられた場合、時々これを補佐したに過ぎず、また被告人甲3は経
理担当の取締役として乙1を通じ、戊2に對する研究費の支出の決裁をし、被
告人甲1とともに株価の乱上下に對する防衛策を講じたけれども、これまた深
く戊2の研究に關与したものはいえず、さらに右被告人らは、いづれもその経
歴からみて技術的知識にうとく、新聞等の報道や戊2の言動から若干の疑問を
抱くに至つたと説示しているが、ここでは、被告人甲1、同甲2、同甲3が電
気機械類の製造販売を目的とする会社の重役として、他から非難をうけな
いようにならなければならない。

(イ) 昭和三六年二月一七日受付「戊2との電子研究の提携について」と題する
決裁書(東京高裁昭和四〇年押第七七三号の一のファイル中のもの)及び被告人
甲2の昭和三七年四月八日付調書によれば、被告人甲1、同甲2、同甲3は乙2
社長やその他の役員と共に決裁印を押していること(ロ)乙1の昭和三七年四
月八日付調書、戊2の同月六日付調書、被告人甲1の同月一日付調書、被
告人甲2の同月八日付調書によれば昭和三六年二月下旬頃被告人甲1、同甲2
は戊2が自己の交付した電子管をつけたものと欺いて提出せしめ、市販の
小型テレビ一台を右被告人及び被告人甲3は乙2社長や他の幹部と共に
戊2宅に赴き同人の完成したと称する新式カラーテレビを点見したこと(ハ)
被告人甲4の昭和三七年三月二七日付、同月三日付各調書、被告人甲2の同
年四月八日付調書によれば、被告人甲4は昭和三六年五月頃か、乙2、被
告人甲1、同甲2、同甲3、総務部長の乙1らに對し戊2が過去に電子管を利
用した詐欺的な行為をしており、油断できない男だと警告を發していたこと
(ニ)被告人甲1、同甲2、同甲3が昭和三六年六月二〇日には乙10証券取引
所を訪ねて試作品を發表すると報告し、被告人甲2、同甲3から記者団に
案内文を手交したことは原判決認定のとおりである。以上「甲1の六月二
三日付の『乙11常務理事様、今回は不行届にてお詫びします』旨記載
された名刺」によれば、被告人甲1、同甲3らが乙10証券取引所常務理事
乙11に對し、それまで会社としてカラーテレビの研究を否定する虚偽の
言明をしてきたことなどについて陳謝し、同月二三日乙11の留守中、右
名刺の詫状をおいてきたこと(ホ)原審証人戊2、同乙1の各証言及び乙12
の昭和三七年一月二〇日付司法警察員に對する供述調書によれば、戊2
の研究場所は会社の寮の戊3クラブであつたが、これといった研究設備
はなく、試作品の發表まで戊2の希望するよう設備は設けられず、カラー
テレビの組立てとか部品の製作をしたことはなかつたが、被告人らは右
研究所を訪ねたことがあることを認定しうるのである。しかも(ヘ)乙1
の昭和三七年四月八日付調書、戊2の同月六日付調書、被告人甲1の同
月一日付調書、被告人甲2の同月八日付調書及び昭和三六年二月二三日付
「戊2式ネオン、螢光燈、テレビ検討の件」と題する書面(前同押号の三)
によれば、昭和三六年一月上旬会社の技術研究所で会社側の技師陣が立
会つて戊2發明の電子管の内容を實驗したところ、その結果は良好でなく、
戊2と同研究所技師との間で議論が交わされたこと、昭和三六年二月以
後の会社役員会で技術担当の乙13専務取締役は戊2發明の電子管は、大
きなネオン管には向くが、小さなネオン管には不向きであり、戊2の言
明するほど良好ではなく、その發明は街の發明家のものであつて理論
的なものではないと報告批判したが、被告人甲1、同甲2らもこれを了承
したことを認めることができる。

以上の諸事実を綜合して考察すれば、被告人甲1、同甲2、同甲3は共に戊2の
カラーテレビの研究に關係してはいないとはいえず、たとい技術専門家で
なくても疑念を抱くべき事情がありながら戊2の人物及び経歴の調査、己1
の技術陣による電子管の検討や理論面の研究など、發表に先立つて当然な
すべき措置をとらなかつたこと、従つて右被告人三名は会社重役として、
ともども怠慢による責任をもつてることが認定されうるのである。

従つて原判決の前掲説示部分は、その認定判断において正確とは解し難い。
(三) 次に原判決は「前叙認定事実の第一の(三)の会社の自己株取得の事
実をみるに、その動機は、株式相場の操縦を企図したことなく、他社の株
の買占め

の噂および安定株主を失うことをおそれた点にあり、会社の利益をはかるためとら
れた防衛的手段であつたことを認め、被告甲2の昭和三七年四月八日付調書参照、前二者については庚
縦した形跡は、全くこれを決算しているが、問題は、右のようない不正の存在すること、窺うことは防衛
係議案に、いわゆる「飾り」がなされたのか、会社幹部が株式相場を操縦したのか、または粉飾決算な
的手段としてなされたのか、会社幹部が株式相場を操縦したのか、または粉飾決算な手段としてなされ
どの経理上の不正がなされたか、どうかの真実性を探究することではなく、一般
人をして右の事実を疑惑を抱かせるような状態にあり、従つて株主からその点に
つき總會で追究されるような状況であつたかどうかを検討されねばならないので
ある。

後者の経理上の不正については、会社内部のことであつて、特段の事情のない限り
り会社外には余りに知られず、従つて總會対策として特段の考慮を要しなかつたで
あろうが（被告人甲2の昭和三七年四月八日付調書参照）、前二者については庚
1、庚2、庚3、庚4、庚5、庚6の各司法警察員に対する供述調書及び庚5の答
申書によれば、会社はその資金によつて昭和三六年六月六日よりカラ一テレビの試
作品を発表することを公表した前日頃までの間違法に自己株を取得した（商法四八
九条二号の株式不正取得罪）との懸念を抱かせるに足る株取得をしたことが認め
られるから、これが表面化するならば、一般株主からその嫌疑につき追及されるに
値する材料であつたことは、いうをまたないものである。

また会社がカラ一テレビを利用して株価の操作をしていなかどうかの真相は問わ
ないにしても、スクラップブック（前同押号の九）によれば、昭和三六年七月一
日付「辛1新聞」が「同社（己1の意味）内部で株式操作が行なわれていたと勤ぐ
られてもやむを得まい」、同月九日付「辛2タイムズ」が「証券界の一部には
『会社幹部が株価を操作して私服をこやしたのではないか』という声すらあがつて
いる」「週刊辛3」昭和三六年七月一〇日号が「怪談・己1のカラ一テレビ」と題
して「がぜん『これは陰謀だ。己1の幹部が自社株を操作したに違いない』『証券
取引所はペテンにかかつた』等々の声が渦巻くことになつたが、調査すればする程
怪しげな影が揺曳するのはどういうわけか。突然変異」という会社側の弁解
ではすまされぬ、その真相をえぐる。」の記事などを出したし、また被告人甲4の
昭和三七年三月二七日付及び同月三一日付各調書によれば、同人は会社幹部がカラ
一テレビを利用して株の操作をして儲けていると噂を耳にし、また自らもそれが真
実でないかとの疑をもつていたので、試作品発表会の前乙2社長及び被告人甲1
に警告を発したことがあり、なおその点を第丙1回株主總會で追及されると一番痛
いと考へていたことが明らかであることに徴するとき、一般株主が会社幹部におい
て株式相場を操縦していたものと信じ、これを株主總會で追及すること（この追
及が總會の議案にあたるか、どうかは、別として）充分に考へうる状況にあつたこ
とが窺われるのである。

四（前同その二、会社株式課長の作成した社長演説原稿作成の検討）
原判決は不正の請託を認定すべき資料たる前記の各供述調書の記載が措信できな
いとする客観的事情の一として、第丙1回株主總會社長演説原稿及びその作成者で
ある証人庚4の証言をあげて「被告人甲1、同甲2および同甲3において正当な株
主の発言を封じ、または議決権の行使を妨げる意図のもとに、右總會で議案を先議
するよう相図つたうえ、その進行案を右星野に命じて作成させたことを認めること
はできない」旨説示し、右証言は、總會日の一週間ないし一〇日前頃即ち七月一八
日ないし二一日頃に右演説原稿が作成されたと述べているところ、乙1の昭和三七
年三月三〇日付調書四項、被告人甲2の同年四月三日付調書、被告人甲3の同年三
月二〇日付調書六項、同年四月六日付調書によれば、右日時以前昭和三六年七月
一〇日頃被告人甲2、同甲3及び乙1が料亭「丁1」で被告人甲4を招待して、力
ラーテレビ問題を議案審議の終了後に説明することを相談したとき、總會議事の原
稿ができていた旨の記載とも矛盾するのであつて、右星野証言をそのまま信用する
ことができない。のみならず、仮に証人星野の供述により、原判示のように「同人
（星野）は会社株式課長として例年の事務手続に則つて右總會の一週間前頃各議案
を審議した後に巷間の噂から多数の人達が関心をよせている戊2のカラ一テレビの
発明について社長から説明することとし、その方針のもとに議事進行についての予
定案を作成した」（原判決書六六、六七頁）とするも、このこととは別に前記のご
とく昭和三六年七月一〇日前後頃議案先議の方針が会社幹部の間で議せられていた
ことが明かであるから、星野株式課長の考へが偶々被告人らの考へと一致したこと
になり、別段異とするに当らないのであつて、これをもつて被告人甲1らに不正の

のではなく、新聞、週刊誌の記事などによつてカラーテレビ問題の疑問点を知つた一般株主が総会で質疑したり、会社役員に責任を追及しようとする場合に、被告人甲4らが配下系列の総会屋と共に総会を短時間で無事に終了させるためにその発言を押え、議決権行使に制限を加えることの謝礼であつたとの疑念を起ささせるのに充分である。

六 (前同一その四。第丙1回株主総会の議事進行の検討)

本件の商法四九四条一項一号、同二項違反罪は、株主総会における発言又は議決権の行使に関して不正の請託を受けた上、財産上の利益を收受し、また右の利益を供与したとき成立するから、もし株主総会の以前に利益の授受があつたとすれば、総会で現実にもどのようにして株主の発言又は議決権行使を妨害したかどうかは犯罪の成否に関係ないのであるが、ここでは第丙1回株主総会における被告人甲4、同甲5の言動を検討することにより、遡つて不正の請託がなされたかどうかを判断する一資料としよう。

原判決理由の第二節の(認定事実)第四、本件各株主総会の模様(一)第丙1回定時株主総会の項(原判決書三七ないし四一頁)で認定された事実にもとづき「その総会では、総会屋たる被告人甲4および同甲5において、会社のいわゆる提燈もちをして会社議案に賛成演説をし、たくみに議事の進行をはかり、乙2議長はこれに力を得またはこれに促されて議事を運んでいつたものであり、……被告人甲4および同甲5らの総会屋が右カラーテレビ問題を先きにせよとの株主の発言を頭から押えついたり、その他、株主の発言があつた時に、その腰を折り、またはこれを弥次り倒したりなどまでして、その発言を封じ、議長も反対意見を無視して、多数の力を頼んで強引に議事の進行を図るなどの不正な方法をとつたとは認められない」「カラーテレビの説明会ではいささか常軌を逸した言動が見当らないではない」と説示している。

この株主総会の模様については、原審公判で検察官、弁護士申請の各証人を尋問したが、各証人は申請当事者側にほぼ有利な供述をしているが、右総会における議長(社長)、総務部長、被告人甲4、同甲5を含む各株主の発言は、辛4新聞社発行の「辛4新聞」一〇一号、昭和三六年八月一五日号「己1カラーテレビ騒動を衝く。定時株主総会後の本社速記による顛末記」(前同押号の五〇)が、大体において正確であることが、原審証人乙16の証言に徴して肯定される。

右の「辛4新聞」の速記録によれば、各株主の発言は、A株主、B株主、以下C、D、E、F、G、H、I、J、K、L、N、O、P、Q、R、S、T、V、Wの各株主の発言として示されているが、右発言の内容に、原審証人壬1、同壬2、同壬3、同壬4、同壬5、同壬6、同壬7、同壬8、同壬9、同壬10、同壬11、同壬12、同壬13、同壬14、同壬15、同壬16、同壬17、同壬18の各証言、当審証人乙17の証言、昭和三六年八月二日付週刊決算ニュース写、司法警察員乙18作成の捜査報告書添付の「己1株主総会並びに説明会の概況について」と題するレポート写及び第丙1回株主総会出席者名簿(前同押号の一八の一部)を対比して考察するとき、A株主は乙19、B株主は被告人甲5、CまたはG株主は被告人甲4、D株主は壬13、E株主は乙20、F株主は乙21、H株主は壬5、I株主は壬1、J株主は乙22であることが、一応、推察されうるものであり、更に右各証拠に当審における事実取調の結果及び押収されている昭和三六年六月三〇日開催の取締役会議事録(前同押号の二の一部)をも加えて検討するとき、次のような事実が認められる。

第丙1回株主総会の会議の目的事項たる第一号議案は、昭和三六年五月三十一日現在の財産目録、貸借対照表及び第丙1期(昭和三五年一月一日から昭和三六年五月三十一日まで)営業報告書、損益計算書並びに利益金処分案承認の件、第二号議案は取締役全員任期満了につき改選の件、第三号議案は退任取締役及び監査役に対し慰労金贈呈の件であつた。この総会は、カラーテレビに関心をもつ多数の株主、被告人甲4の配下の総会屋、報道関係者、証券会社員らが三〇〇名をこえて出席し、相当数のものが会場の椅子に腰かけられず、立つている状況であつた。

議事の状況は(一)議長の挨拶から議案審議に入る以前の段階(二)議案審議(三)カラーテレビ説明会の一二段階に分けられるが、(一)の段階で午前10時すぎ議長の会社社長乙2が挨拶の後、これより営業概況について報告申し上げたいが、予めご了解を願いたいのは、本日の議案終了後にカラーテレビの件の説明をしたいと述べたところ、反対賛成の声があり、乙19から、カラーテレビの問題に関連して会社経営陣の不信任案を動議したいので営業報告の前にカラーテレビの説明をされたいと述べたところ、被告人甲5は「ただ今、株主から動議があつたが、私

の意見を述べる。この日本の学者は技術家と称する者も、私はあまりにも偏見性があるんじゃないか。これは日本の学者だけじゃないんです。これは古い昔にさかるといふと、コロンブス（コペルニクスの誤記であること）が地球はまわるといふことを唱えたとき（「簡単々々」の声あり）学者はこれを否定したんで、気違い扱いしたんです。しかもそれをたつた一人、是認した学者は一人もいない。しかしながら、それをその当時唱えた学者が一人で自分の責任を問うたわけではない。これは昔の話でありますが、今日の科学はどうか。たとえば年中使われ、ておりまるところの「ウリのつるにはナスビはならぬ」これは日本のどつかるに、で、きょうも唱えられている筈であります。ところが今日では立派にウリのつるにナスビはなるんであります。しかもこの水と油は絶対に融合しない、これも耐面合よ、成剤の研究によつて十分可能なことが発明された。にもかかわらず、これを訂正するに、うとしない学者は、これはもちろんマスコミの罪にもあると私は思う。要するにも、少し学者、技術者というものは、この相手方の研究に対する（「簡単々々」の声あり）……認めていただきたい。そうすれば今日当社は多少の会社の経費を使つて、いろいろな研究をしたところで、これをとがめるのが間違っている（失笑）。たとえば炭鉱会社は（「簡単々々」の声あり）、もう少し聞き給え。……探鉱費というものに経費の大部分を費している。これは全部が全部成就しない。その研究費用が全部モノになつたら（「簡単々々」の声あり）、どこも損する会社はない。こういうことを十分私は学者ならびに株主諸君も考えていただいて、そうして、いまこの問題が成功するかしないかまだハッキリされていない。一大発明になるかわからな、い。それまで私は十分と育てるように、この発明が実るようには協力していただきたいということをお願いしたい。たとえば議案であります、ただいまからこの問題について議案をあとにせいというようなこととありますが、今日も第一議案として提案されたこの議案は安定配当として一割五分持続して、株主としては文句のないところでは、これをいまそういうことで遅らされるということになると、明日から配当金がもらえないという結果になる。だからその問題は先ほどの提案の通り、あとで十分ご説明なさつて、そうして第一号議案はどうか一つ（「簡単に簡単に」の声あり）上程していただきたいと思ひます。（「異議なし」「採決」の声あり）（拍手）」と述べた。

右の発言に対して前記栗原は再び営業報告をする前にカラーテレビの説明をするように反駁したが、被告人甲5は「ただいまの株主は、要するに（発言する者も多く）……」というような話であります。今日この再選にあつても委任状はすでもに六〇%になつて居る。そうしておそらく今日これだけ多数の出席株主のなかでも大部分は経営当局を信頼していると私は考えるのであります。そしていまの株主がどうおつしやられようとして一号議案に移つていただきたいと思ひます。（拍手）」と述べ、議長は「それでは議案に入れていただきます」（「議長々々」という者多し）といつて議案の説明に入ろうとし、被告人甲4も、議案を先議すべきかどうかについては出席の株主に対し番号順をもつて順次に賛否を述べさせてはどうかとの意見を申し出た。

このとき二〇〇〇株の株主で公務員の壬13が「いまのカラーテレビの問題で私は関心をもつてきたのであります。この会社側の弁明にはかなりの時間を要すると思ひます。それに関係のない内容の第一号議案と第二号議案は、これは力カラーテレビと無関係でありますので、この議決を先にさせていただいて、そのあとでカラーテレビに関するところの会社側の所信をはつきりしていただいで、そうしてそれから第二号議案の役員改選の件というものを最後にやらせていただきます。力カラーテレビの問題如何によつては、この問題は相当に私は時間をくう余地があると思ひますので、順序を一号議案、三号議案を先にすましていただいで、それからカラーテレビのことについて会社の所信を明らかにしていただく。それからこの二号議案、これをやつていただきたいと思ひます」と述べたが、被告人甲5は「いまの株主の提案であります。おそらくそんな例はほかの株主総会にないんです。そして何百人の出席者があるし、一々ここで……要するに議長が判断して議長の権限において賛成が多数と認めるといふ場合には、どうぞそれに押し通して下さい。それでないときょうの総会はまとまりませぬから。（拍手）」と述べ、乙20なる株主もこれに賛成して午前二時二〇分頃議事に入った。

（二）の段階に入ったところ、議長の第一号議案の説明に対し乙21がカラーテレビの試作研究費はいくらかとの質問を發し、議長は「約六〇〇万円でございます」と答え、被告人甲5は「ただいまの営業の概況によりまして十分了承せられる

と思ひます。暑いときでもありまじ、まだこれから何時間力ラ一テレビの説明が
あるか分りませぬ。議案は結構な議案であり、まじりかから、ここの説明が
たいと思ひます。まず監督の報告を願ひし、かから、ここの説明が
成」の声をあり。了による後任の取締役全員の選任方法は御留任を願ひし、かから、ここの説明が
ろ、被告人甲4は「これは候補者名簿を頂戴しておつて、他は議案を終了せしめて、第三号議
者どおり……選任の方法はまず議長は御留任を願ひし、かから、ここの説明が
…（「賛成」の声をあり）」と述べ、議長は第二号議案を完了したので、総会はこれ
案を説明したところ、被告人甲5は「提案の理由につき決定したいと思ひます。しかし
説明がございまして、まず増呈するということと決定したいと思ひます。しかし
この増呈方法、その金額、時期、方法一切をあげて取締役会にお任せいたしたい
と思ひます。どうかしかるべく、ご丁寧に願ひたいと思ひます（拍手）」と述べ、議
長は「ありがとうございます。……三号議案は完了いたしましたので、総会はこれ
まして、本日の議案の審議の全部を終了いたしましたので、総会はこれ
たします（拍手）。ありがとうございます」と閉会挨拶をした。

（三）のカラーテレビ説明会の開会の挨拶は、午前10時30分頃議長席をおりは
て説明者の席について乙2社長によりなされたが、被告人甲4は「遺憾ながら私は
電氣のことはつきり知らない。ことに発明者（戊2を意味する）が会場に見え
ないのだから、しろうとの説明より本物を見て、そうして発明者自身の説明を願
ば分る。NHKの時間の都合で本物を見せていただきたい。そうするとよく分る。家
話しただけではどうもよく納得できない。（「賛成々々」の声をあり）（拍手）専門
でない人が説明をなさるといふことは……」と述べると、「馬鹿やろう。何をいう
か」「じじい、引つこめ」との騒然たる野次がとび、甲4は「あんた方は専門
からよく分るだろう。よく聞いていきな」といつて、他のものと共に退場した。
説明者席の社長は「ちよつと、いまのご発言はよろしゅうございませぬ。われわ
れは、われわれとして考えがあるわけございませぬ。いまでも……。だかお話
を申し上げまして、それから只今色をみたらどうか。という御提案もございま
が、これも夜になりまして……いろいろの支障もあることと存じまして、現在ま
のカラーテレビの経過を御報告を申し上げたい、こう考へる次第でございま
述べて、カラーテレビの発明者たる戊2を他人から紹介され、会社の高昇した
究に従事せしめた経緯、会社の株価がカラーテレビ試作の噂のため高昇した
カラーテレビ試作発表会とその後の模様、カラーテレビに関する理論を公開し
のは発明者保護のためであり、これにつき特許がえられると理論を公開するが、企
業化までには、未だ道が遠いことなどを詳細に述べたところ、被告人甲5は「こ
れはあなたが、随分うまいこと説明されましたけれども、何といつたつても
少し早まつた点がある。これはちよつと軽率だつた。これだけは今後もある
すから、一つ注意してもらいたい。あんまり暑いので、そんなところ
べた。

続いて壬5ほか二、三の株主から、戊2の発明は特許がおりたかどうか、六月二
八日の試作及発表は時宜を得なかつたのでなかつたか、週刊誌によれば社長の子
ないし会社関係の人が株相場の変動に乗じて株をやつていふとの記事があつた
実かどうかの質問を發し、これに対して社長は「先ほどの中で戊2の発明発表の時
期が早かつたんではあるまいかと、こういうお話しです。これは私も今の戊2
とよく相談をしたわけございませぬ。もう少し慎重にやればよかつたところ
す。これはこの席をお借りしましてお詫び申し上げます。それからその次に特許
出ていないんじゃないか、こういうお話しですが、これは、私は拝見いたして
ます。八件の特許をお出しになる予定でございませぬ。五件出ておりますが、あ
の三件は非常にいろいろなゴタゴタが出て参りましたが遅れております。先ほど
しましたように戊2は今も特許書類を書いております。……それから、もう一つ
会社に対する疑惑でございませぬ。ことにまあ、私の子供が株をやつておると、
いうようなことも週刊誌で拝見いたしました。私は甚だ残念なことでございま
て、そういうことは決してございませぬ、会社の内部でも誰一人やつてい
ないことを、声を大にして申し上げます（笑声）（「あつたらどうする」「必要
ない」などの声をあり）」と答へた。

それから乙22、乙23らより「当社は国鉄からの落武者落伍者、たとえば乙
24という常務のごときものを集めているが、こういつたことが、今日にいたつた
発端の原因だ」「人身攻撃はやめよ。株主は配当さえ保障されれば、それで十分
だ。会社は一割五分の配当をするといつてゐるのだ。反対者の発言はカラーテレビ

を信じようとし、ない連中であり、賛成者は信じているのだ」、壬5は「こういう事
態を醸成したのは、取締役会の責任である。だからこういう結果にはないで、こ
ういうことは今後もあることですから、外部に対する発表については大いに慎重に
し、少なくとも発表した段階においては、何が起つても……という信念のもとに取
締役としては発表してもらいたい。これ以上やりましても無駄だと思いたすから、
このへんで御閉会願いたいと思います」と述べ、社長は「戊2の発明を信じて
からやっているんです」と答えた。

被告人甲5は「たとえば再三触れたように活性剤なんてのは三年間研究して漸く
にして分りかけたような程度です。半年や一年で結論は出ない。そこでもちろんあ
なた方は……（「その通りと思うんです」という声あり）そこであなたが一会社が
株主の信頼をえて代表者になつておるんだから、どうしても手がけた問題は必ずな
しとげてみせるということこれは必要だと思ふ。これは株主から申しますと、あ
なた方経営者に全部責任を負わすということとは残酷だと思ふ」と述べた。

他の株主の発言に対して、社長が「実際整理いたしますと、まだ特許で申し上げ
かねる点が相当ございますので、それをここでいえと、こうおつしやつてもなかな
かかえないもんでございます」と答えるや、被告人甲5は「これは技術の問題もあ
るけれども、私が一きよう皆さん方は株で損した人が非常に……この問題だろ
うと思ふ。（笑声）そこで私は先ほどから当社の株価の問題が出ているが、当社の株
が三〇〇円以上というのは、これは不思議でしょうがない。一体どこに三〇〇円と
いう値打があるのか。（「カラーテレビの問題……」という声あり）そこで三〇〇
円以上の一これから先三年五年後の増資を含んだ値段か、これはあとのこと一これ
から先のことで、これをおり込んで三〇〇円以上している……技術の革新とか、四
〇〇円も五〇〇円もいくというようなことは、普通の投資家のやることじゃない。
……いちかばちかの一六勝負やつてる。こんな責任を一々会社へもつてこられたら
……（「その通り」「下らん議論聞きたくない」などの声あり）一〇〇万に一本し
か当らない宝くじを買つて……（「株式の大会じゃないよ」など発言するもの多く
場内騒然）」と述べた。

社長は、戊2の技術についての質問に対して「戊2さんの技術は信頼いたしてお
ります」と繰り返えし答え、株主より、戊2は会社の囑託になつておるが、パテ
ントはどこに帰属するかの質問に対し、「戊2個人に帰属する」と答え、カラーテ
レビの説明をするや、被告人甲5は社長に対し「あなたは最前から技術的な問題を
盛んに答弁しておられるんですが、ここへ来ておる人はどういう人たちかあなたよ
く分つてますか。これは要するにスパイですよ、あんた（笑声）（「スパイとは何
だ、スパイとは」など方々から発言する者多く場内騒然）そういう人もいるんだ。

（笑声）何とかこの事実を……（「スパイとはあんただ」「それをあんた揚げ足を
とつて」「揚げ足じゃない」「スパイとはお前だろう」など発言者多く場内騒然）
一々答弁していたら大変なことになる」と述べ、乙22より「限られた時間ではあ
りましたが、それぞれの方が代表的に開陳されたと思ふ私にはこう思ふ。そうしてあ
と残つた問題はむしろこれは派生的な問題ではないかと思ふので速やかに一応
閉会なさつてもらいたいということをお願いいたします」と述べ、社長も閉会しよ
うとしたが、閉会に反対の声があり、社長は「これ以上は特許の問題にかかつてお
りますので、その特許を受理されましたら公表いたしますと、こう申しております
ので、だから只今ここで色々御議論がございまして、或は御不審がございます
が、それを我々が今一つ一つ申しあげるわけにはいかない。だからこれで大体終つ
たんじゃないかと私は考えたんです」と述べ、場内騒然たる中に、戊2の発明研究
を当初、援助していた壬1が立ち上り「戊2の発明したカラーテレビは絶対に信頼
できる。学者の間にも批判している人もいます。私たちが己1と結んでいるため
に、ある学者は大メーカーのために賛成することができないのであります。嘘だと
思ふなら、新聞雑誌をみてごらん下さい。全部、裏をかいているんです。これは己
1から秘密を盗もうというの、マスコミに入るんです。（拍手）（中略）私たち
は『君たちがそんなに欲しければ一〇億の金を積んでこい』というほど確信をもつ
ておりますから、あとは己1さんがその事業を速やかに事業化するかという問題で
あります。それしかないのであります」と述べた。

株主壬2が興奮して（この人は僧侶であるが、かねてカラーテレビを研究してお
り、六月二八日に開催の戊2のカラーテレビ試作品発表会に出常して、戊2の発明
に大きな疑問を抱いていたもので、知りあいの株主から委任状をもらつて出席して
いた）、「あんなインチキ品はない。あんなものに会社は投資するのをやめよ。私
は公開当日この目でみたのだ。己3製のものと全く変らない」と述べると、他のも

明して会社の経営状態を明らかにした上で役員選任の可否を決したいとの株主の発言をしりぞけ、そのため役員選挙に際し議決権を行使するに当り、その判断資料となるカラーテレビ問題についての会社側答弁をさせずにすませたのであるから、その謝礼が不正の報酬となることは、被告人甲5も明らかに認識していたことが予想されるのである。

八、以上の検討により、原判決が前示一の乙1及び被告人五名の検察官に対する供述調書の記載を措信し難いとする背景として認定説示した客観的諸事情は、いづれもその認定に誤りがあり、又はその評価が失当であるといわねばならず、かえって右各調書の供述記載が客観的諸事情にも合致し措信するに足ることが明かとなったといわねばならない。

従つて乙1及び各被告人の検察官に対する供述調書及び如上の、措信すべきものとして引用した各証拠を総合すれば、本件第丙1回株主総会関係の公訴事実は優にこれを認定しうるものというべく、これを否定した原判決はこの点において判決に影響を及ぼすことの明かな事実誤認があるものといわなければならない。

前同控訴趣意第二点（事実誤認について）の第二（第丙2回定時株主総会関係事実）について

一（被告人五名の検察官に対する供述調書に関する原審の証拠判断の検討一その一。第丙2回株主総会を迎えるまでの客観的事情）

原判決理由の第二節（無罪の判断）の第二「株主総会における発言または議決権行使に関する不正の請託の有無」の「（二）第丙2回定時株主総会」の項の（1）の中で（原判決書七四頁一行目から七五頁四行目まで）、その列挙する証拠によれば「乙2社長辞任後、社長事務を代行していた被告人甲1、新たに総務部長の事務をとることになった乙25が前記『丁4』において被告人甲5に対して『今度の総会にはよろしく』といい、また被告人甲3、右甲2および乙25が前記『丁5』において被告人甲4に対してやはり『総会のことよろしく』といつて、右総会の議事進行方についての協力を依頼したこと、そして被告人甲1から被告人甲4および同甲5に対して右総会の冒頭でカラーテレビ問題について会社幹部に不手際のあつたことを株主に対して陳謝する方針である旨を伝えていることを認めることができなくとも、そのほか具体的事項にわたる明示の依頼があつたことを窺うことはできない」と解し「右のような依頼の動機ないしはその真意はどこにあつたか、さらに総会屋の協力を求めた理由はどこにあつたかを考察し」「この点に関する証拠をみるに、被告人甲1の昭和三七年四月一日付調書および同月一四日付調書三項、被告人甲3の同月一二日付調書、被告人甲4の同月二日付調書（後綴りのもの）二項ならびに被告人甲5の同月九日付調書八項および九項の各記載は、一応すべてを網らしてはいるが、かえって重点を促え難く、被告人甲1および同甲3が被告人甲4らの総会屋に依頼した真意を掴むことはむずかしく、他の証拠や諸事情に徴し、これを判断しなければならない」と説示して、各種の諸事情および証拠を考察し「全証拠をもつてしても、本総会における他の株主の議決権の行使を妨げる旨の不正の請託の存在を窺うことはできない」との判断を加えている。

当審は前記の第丙1回株主総会に関する客観的諸事情について原審の加えた認定及び判断を批判して、これに反する認定及び判断を加えたのであるが、この認定、判断を前提とし、また原審が関係証拠により原判決第二節の（認定事実）の第一「（六）その後における戊2との交渉等」において判示した事実のうち「昭和三六

年七月二十八日に開催された第丙1回定時株主総会後においても、会社は戊2に対し特許申請手続を了したうえ理論的説明するよう要求しつづけたけれども、戊2はすでに同年六月七日特許庁に対し『電子管を使用したテレビにおける電源回路方式』と題する特許出願をしたのをはじめ同年七月二十四日までにカラーテレビに関する合計五件の特許出願をしたのに、会社に対して言を左右にして技術的説明に応じなかつた。ここに至つて、会社では同年（三六年）一〇月三日もはや戊2を信頼することはできないものとして、戊2との契約を解除し、乙2社長はカラーテレビ問題の責を負つて同年一月二十八日社長を辞任した。なお同年一月から七月末までの間に会社から戊2に対し研究手当ほか特別研究費、貸付金等の各目で支出された金額は合計約金八〇二万円に達した。そして株価も旧に復したので乙10証券取引所は同年九月一日をもつて前記各措置を解いた。同日の株価は二〇四円となつていた。……しかし昭和三七年二〇日会社および会社役員宅は、警視庁により戊2に対する証券取引法違反等被疑事件について搜索差押を受けた」との事実、また会社が戊2を信頼することができないものとし、昭和三六年一〇月三〇日付をもつて戊2との契約を解除した以後の、次に示す新聞、雑誌などの報道、評論記事の内容、こ

れにより会社の株主がうけたであろう精神的動揺、その動揺を配慮したうえ、会社側がとつたであろう第丙2回株主総会対策を予想しつつ、原判決のなした供述調書に対する証拠判断を検討しよう。

原記録によれば、右の会社が戊2との契約を解除した日以後の、新聞雑誌等の反響記事としては(イ)昭和三六年二月一二日付辛5新聞の「兜町の怪談・テレビ騒動」「カラーのカラはからつぼの力。躍つた街の発明家。己1、新分野への夢破れる」「大衆投資家は泣く」と題する六段抜きの記事(ロ)同月二日付辛6新聞の「己1のカラーテレビについて立ち消え」「契約を打ち切り発明者戊2氏に通告」の記事(ハ)同日付辛5新聞の「幻のカラーテレビ、己1、新発明あきらめ戊2氏と関係断つ」の記事(ニ)同日付辛7新聞の「戊2氏のカラーテレビ、事実上の二セモノ」「己1が縁を切る、内容公開をこぼむ信頼できない発明家」の記事(ホ)同日付辛5新聞(夕刊)の「結局、踊らされた!己1のカラーテレビ。社長ら、責任で退陣へ」の記事(ヘ)同日付辛6新聞の「己1かぶとをぬぐ」の記事(ト)同月三日付辛5新聞「辛8」欄の「十萬円のカラーテレビというこで、真偽をめぐつてジャーナリズムをにぎわした己1のカラーテレビは同社が発明者といわれる戊2氏との契約を破棄したこと、結局二セモノということに認められたことになつた。…しかし軽率な経営者の責任はあとを引きそうだ。……大衆投資家は同社の株でどれだけ損をしたことだろうか。同社が一流会社であり、投資家は会社の格を信じて、大切な金をなげ出しているのだ。経営者の責任は重大である」の記事(チ)週刊雑誌「辛9」一月九日号二三頁の「やつぱり二セものだつたか己1カラーテレビ騒動に幕」の記事、特に「己1が戊2氏より受けた損害は約一八〇〇万円といわれているが、その戊2氏を告訴しようとしなない同社の態度も、フシギといえフシギである」の「記載(リ)「辛10」九月号三四頁以下、四九頁「己1カラーテレビの真相。企業では”犯罪の裏に資金繰りあり”己4(証券株式会社)の演出とその成功」の記事(ヌ)「週刊辛11」一月七日号八頁以下「”色”づかなかつたカラーテレビ。科学に弱かつた電機会社の話」の記事(ル)「辛12」九月号六二頁以下「己1事件の社会的責任を問う」の記事が挙げられる。もつともこれらの記事報道は、会社が戊2に対する囑託を解除した後ではあるが、乙2が社長を辞任する以前のものであるため、辞任後はどのような反響があつたかについては一段の記事がないため一考を要するが、例えば(ヌ)の週刊辛11の記事の中には「納まらぬ一般投資家」「経営者の総退陣も」の項に「乙2社長は『新製品の発表会といえば、当然、理論的説明をすべきところを、自分の軽率さから、株主の皆さまに、たいへんなご迷惑をおかけした。経営陣の進退は一月開かれる総会に一任したてある』と株主にクビを預けたかつこうである。こんどの契約打ち切りを言進言したのは、株主の甲4氏(被告人)だ。『一〇月三〇日、社長が会いたいというので行つたところ、戊2氏から製作を一任してくれ、と申し込まれて弱つている、という話だつた。そこで、わしは、いまさらそんなバカな話があるか。一日も早く手を切り、世間に発表すべきだ。次の総会も近づいている。このまへの総会でヤジつたのは、うまく売り逃げた連中で、攻撃力も深刻じゃなかつた。が、こんどはそうはいかん。被害者が総攻撃を加えてくるだろう。重役を左遷したくらいではダメだ、といつておいた。株主にいわせると、臨時総会を開いて総退陣を迫るか、戊2につき込んだ、株主のカネ一〇〇〇万円を個人弁償するか。とにかく手を切つただけでおさまるもんじゃない」また「くい物にされて血の叫びを上げて一般投資家の気持ちもちがこれで納まるものでもあるまい。一月の株主総会までにまだまだひと波乱はまぬがれそうもない」などとあるのをみると、社長の辞任によつて一般株主の関心が薄らいだと解するのは早計であろう。

二 (前同一その二)

被告人甲1の昭和三七年四月一日付、同月一四日付各調書には、被告人甲1が第丙2回株主総会においてもカラーテレビの問題で荒れることを予想し、責任の半分をになう自己が初めての議長であるだけに一層、総会における株主の質疑や発言に対して如何に処置するかを心配し、そのような発言のないように議長としては総会の冒頭に株主に陳謝して低姿勢をとりつつ、一方被告人甲4、同甲5らによつて総会をリードして貰うことを依頼したとの記載、被告人甲3の同年四月七日付、同月一二日付、同月一四日付各調書にはカラーテレビがインチキだということ、昭和三六年一〇月戊2との囑託を解除したことや、戊2に合計約八〇〇万円の研究費を支出したこと、損をした株主が出席すること、戊2の件で乙2が社長をやめたことなどで第丙2回株主総会は相当に荒れると予想されたので、三七年一月一〇日頃の決算役員会で総会の冒頭に陳謝の意を表し、また乙2前社長が責任をとつて辞め

七年一月一六日の「丁5」での会合の後、乙25は会社内で前総務部長乙1に前回の
の第丙1回株主総会の際のメモを見せられた、総会と屋共屋に供與人甲3らも加え、金額を被
し合つたり、被告甲4が会社及びその供与先など、乙25は会社屋共屋に供與人甲3らも加え、金額を被
甲4の分も含めて渡すことやその供与先など、乙25は会社屋共屋に供與人甲3らも加え、金額を被
に三〇万円程度で被告甲1、同甲3、乙25は会社屋共屋に供與人甲3らも加え、金額を被
甲4は会社内で被告甲1、同甲3、乙25は会社屋共屋に供與人甲3らも加え、金額を被
1の株主同盟をつくり、これを伝へ、これに引受け、右癸2に渡す費用一〇万円計三〇万円を、乙25か
ある」などの情報を伝へ、これに引受け、右癸2に渡す費用一〇万円計三〇万円を、乙25か
してこれを防止する」と引受け、右癸2に渡す費用一〇万円計三〇万円を、乙25か
幹旋のための、甲4に対する謝礼などを含めて被告甲4の了解のより二八万円を、被告甲5に
被告人甲4に渡したと、同月二四日頃乙25は被告甲4の了解のより二八万円を、被告甲5に
で總會屋の乙30に現金二万円を渡し、また会社内では被告甲4の了解のより二八万円を、被告甲5に
り、これを通常分、特別分を含めて被告甲4の了解のより二八万円を、被告甲5に
対する分は三万円、その他三名分のものをそれぞれ封筒に準備し、その頃これを
会社内で甲4に渡し、同人はこれを分配したと、甲4は知合いの乙28に依
円を渡し、同人を介して暴力団対策のため癸1会幹部の癸2に總會出席を依頼し、
癸2は第丙2回株主總會に出席したことを認め、この情報が總會前に会社側に伝わ
たことは認めうるが、これに対する対策費用などとして本件公訴事実たる被告
兩名への二八万円と区別して被告人甲4に対しその費用及び謝礼合計三〇万円が渡
されているのであつて、二八万円分は全く別の趣旨で供与されたことが明か
べきである。

六、以上の検討により原判決が被告人甲1および同甲3において總會屋たる被
告人甲4および同甲5に対して總會のとりまとめ方を依頼するに至つた真の意図に
ついて単に暴力団が總會荒しを企てているとの情報をもとに、特に社長代行の職責
土、初めて議長をつとめる被告人甲1がこれらによつて議事の進行が妨害され、社
の信用が失墜することを憂慮したため、被告人甲4、同甲5らに議事の進行を懇請
し、かつ被告人甲4に対しては暴力団対策をも委ねたものと説示しているのは、前
記一掲記の被告人らの各供述調書記載の趣旨を誤解し、客観的事情の判断を誤つた
ものといふべきである。

従つて前記一掲記の被告人らの検察官に対する供述調書及び如上の引用した各証
拠を総合すれば、本件第丙2回株主總會関係の公訴事実を十分にこれを認定しうる
ものといふべく、この点においても原判決には影響を及ぼすことのない明かな事実誤
があるものといふべきでない。

よつて本件控訴は理由があるから、刑事訴訟法第三九七条第一項、第三八二条に
より原判決を破棄した上、同法第四〇〇条但書の規定に従い、更に自ら次のように
判決をする。(なお控訴趣意書に「被告人甲3の量刑の点を含めて相当の判決を求
める」とあつて、その意は検察官から被告人甲3に対する商法違反の無罪部分を破
棄すると共に、業務上横領罪につき加えられた刑を不当として両者を併合罪として
相当な一個の刑を加えるよう、求めているものと解すべきところ、商法違反部分
について原判決を破棄すべき理由があつて、以下に示すごとくこれを有期懲役刑とし
て処する場合であるから、有罪部分たる業務上横領罪の量刑の当否につき判断す
るまでもなく、原判決全部を破棄することにす。

原判決理由の第一節被告人甲3に対する業務上横領被告事件の「罪となるべき事
実」を第一とするほか、次の事実を附加する。

(犯罪事実)

第二、被告人甲1は前記己1株式会社の取締役副社長、被告人甲2は同会社常
務取締役、被告人甲3は前記のごとく同会社取締役、または被告人甲4、同甲5
は、いずれもいわゆる總會屋であり、被告人甲4は昭和三六年七月二八日当時は
九七五株、昭和三七年一月三〇日当時は九七五株をもち、被告人甲5はその頃一〇
〇株をもつ会社の各株主であつたが、同会社は昭和三六年一月二八日戊2と囑託契
約を締結し、その後、戊2が発明すると自称していた新形式カラーテレビ受像機
の研究のため多額の出資をし、同年六月二八日同人が試作したと称する受像機
のを新聞記者らに公開発表した際、これがため、かねてから右受像機研究の情
報によつて、徐々に騰貴しつつあつた同会社の株価がさらに不当に急騰したが、
その後戊2の人物、経歴に疑問が多く、右受像機も己3製の作品で、戊2の発
明品でないと強い疑惑が一般にもたれるに至つたので、投資家はもとより、
新聞雑誌もこれを重視し、同会社が己3製の作品を戊2の発明品として公開発表
した疑が強く、

会社経営陣の責任を追及する状況になつたところ、

一、被告人甲1、同甲2、同甲3は、前記のように戊2の発明は、虚偽であるとの疑が濃厚であることを知るや、同年七月二八日開催の同会社第丙1回株主総会において一般株主から右の問題を追及され総会の議事進行に支障を来たすことを慮り、三名共謀のうえ、同年七月上旬頃前記会社内及び東京都中央区a b丁目c番地料亭「丁1」などにおいて被告人甲4に対し、また同月下旬同都千代田区s t丁目u番地乙31倶楽部内において被告人甲4を介し被告人甲5に対しそれぞれ右総会において営業報告、役員改選などの議案を無事に可決させるべく、会社役員のため有利な発言をしてもらい、他方株主が前記カラーテレビ問題に関する会社役員責任を追及して発言するのを抑制してもらいたい旨依頼し、同総会における株主の発言ないし議決権の行使に関し不正の請託をし、その謝礼の趣旨をもつて

(一) 被告人甲4に対し

(1) 第丙1回株主総会前の同年(昭和三六年)七月下旬被告人甲3の意をうけた同会社総務部長乙1を介し、同会社内において現金七万円を

(2) 右総会後の同年八月上旬被告人甲2、同甲3が同都港区d一四号地八の被告人甲4方において現金一〇万円を

(二) 被告人甲5に対し

(1) 第丙1回株主総会前の同年七月下旬被告人甲4を介し同都千代田区g町h丁目i番地乙32ビル内の株式会社己2事務所内において現金三万円を

(2) 右総会後の同年八月上旬同会社取締役乙14を介し同所において現金一〇万円を

各授与して財産上の利益を供与し

被告人甲4、同甲5は、右のとおりそれぞれ不正の請託を受け、その謝礼の趣旨で供与されるものであることの情を知りながら、おのおのこれを受領し、もつてそれぞれ株主総会における発言ないし議決権の行使に関し財産上の利益を収受し

二、被告人甲1、同甲3は、前記カラーテレビ問題が紛糾を重ねたため同会社が昭和三六年一〇月三〇日付をもつて戊2との囑託契約を解除し、ついで同年一月二八日同会社取締役社長乙2が責を負つて辞職したが、このことは会社側においてカラーテレビ問題につき、その非を認めたこととなるため、昭和三七年一月三〇日開催の同会社第丙2回株主総会においては、前記総会よりも一層、株主からカラーテレビ問題の追及を受けるのではないかと慮り、兩名共謀のうえ、同年一月上旬より中旬にわたり、同会社内及び同都港区v w丁目x番地料亭「丁5」において被告人甲4に対し、また同会社内及び横浜市神奈川区y町z番地料亭「丁4」において被告人甲5に対し、それぞれ右総会において営業報告、定款変更、役員改選などの議案を無事に可決させるべく、会社役員のため有利な発言をしてもらい、他方株主が前記カラーテレビ問題に関する会社役員責任を追及して発言するのを抑制してもらいたい旨依頼し、同総会における株主の発言ないし議決権の行使に関し不正の請託をし、その謝礼の趣旨をもつて

(一) 被告人甲4に対し

(1) 第丙2回株主総会前の同年一月下旬被告人甲1、同甲3の意をうけた同会社総務部長乙25を介し、同会社内において現金五万円を

(2) 右総会後の同年二月上旬被告人甲3及び右乙25が同所において現金一〇万円を

(二) 被告人甲5に対し

(1) 第丙2回株主総会前の同年一月下旬被告人甲4を介し、前記株式会社己2内において現金三万円を

(2) 右総会後の同年二月上旬被告人甲3及び右乙25が同所において現金一〇万円(東京高裁昭和四〇年押七七三号の七一)を各授与して財産上の利益を供与し

被告人甲4、同甲5は、右のとおりそれぞれ不正の請託を受け、その謝礼の趣旨で供与されるものであることの情を知りながら、おのおのこれを受領し、もつてそれぞれ株主総会における発言ないし議決権の行使に関し財産上の利益を収受したのである。

(証拠) (省略)

(商法四九四条一項一号、二項の解釈と判示第二の事実)

一、商法四九四条は昭和一三年法律第七二号による商法の改正が行われた際に追加された規定であるが、原審はこの条文の一項一号、二項の解釈について立法の趣旨を探究して次のごとく述べている。

